

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社大同建設	北海道檜山郡上ノ国町字原歌158番地

2 指名停止期間

建設工事
平成26年 3月26日 ~ 平成26年 6月25日 (3ヵ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、北海道森林管理局檜山森林管理署発注の「中の沢林道太鼓沢支線（林業専用道）新設工事」において、悪天候等により工事の進捗が悪く工期までに完成できないとの理由から、工期を59日間延長したが工期内に完成できないとして契約解除を行う必要が生じ、未完成部分を再度発注せざる得ないなど、発注者に損害を生じさせたものである。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）